

第9章 都市計画道路見直しに伴う地元理解・関係機関との協議

9-1 見直し（案）の公表及び地元説明

都市計画道路の見直し評価結果について、住民に理解を深めてもらう必要があることから、市として考えをパブリックコメントで示しました。

また、都市計画道路の計画変更・廃止評価となった路線の沿線住民の意見をうかがう場を設け、意見交換を行いました。

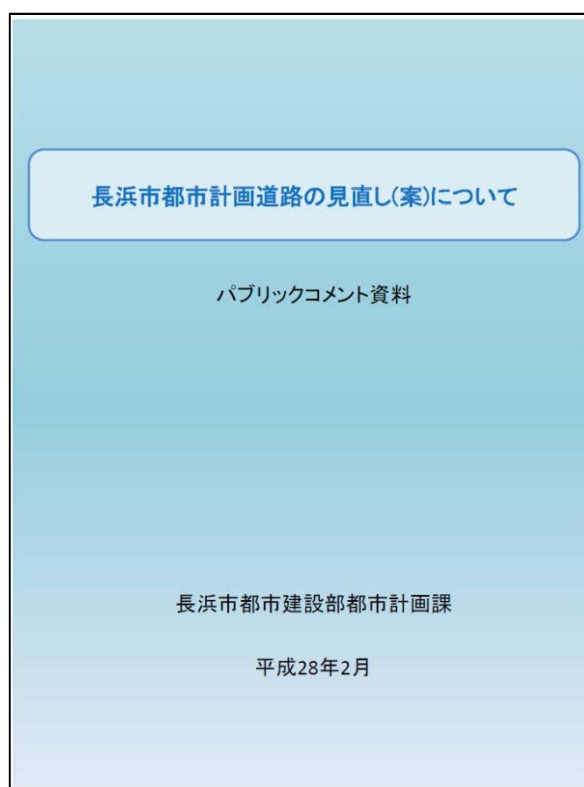


図 9-1 パブリックコメント（表紙）



図 9-2 地元住民への説明会の実施

9-1-1 パブリックコメントの実施

都市計画道路見直し方針の策定に向けて、「都市計画道路見直しの基本方針（案）」（中間方針）と「都市計画道路見直し（案）」の2回に分けて、パブリックコメントにより住民からの意見公募を行いました。実施要領と実施結果は下記のとおりです。

①第1回（平成27年5月1日～5月29日実施）

【都市計画道路見直しの基本方針（案）について】

- ・都市計画道路の見直しを行う路線、見直し対象路線の評価手法についてなど



長浜市

現在位置： [ホーム](#) > [市政情報](#) > [道路・水道・都市計画](#) > [都市計画](#) > 長浜市都市計画道路見直しにかかる基本方針（案）の公表および意見募集について

長浜市都市計画道路見直しにかかる基本方針（案）の公表および意見募集について

長浜市では、平成26年度から27年度で都市計画道路の見直しに取り組んでおり、このたび見直しに対する考え方、見直しの対象とする路線の選定などの基本方針（案）を作成しましたので公表いたします。

都市計画道路について

都市計画道路とは、都市計画法に基づき、都市の骨格となる道路として、市街地の整備や将来的な交通需要への対応など長期的な視点により計画し、建設される道路です。都市インフラの整備に向けて円滑に事業を進めていくために、都市計画道路の区域内では一定の建築制限がかけられます。

また都市計画道路は、通常の交通機能だけでなく、都市環境機能（景観等）や防災機能、取容空間機能（上下水道・ガス等）など多様な役割を持っています。

見直しの目的、背景について

本市の都市計画道路は全体で約4割の整備が進んでいます。一方、計画決定から未着手となっている路線も残っています。その間、社会情勢が大きく変化していることなどから、周辺の土地利用や交通需要などをふまえ、計画の必要性を検証し、見直し方針を策定するものです。

見直しにかかる基本方針（案）の公表について

現状課題から今後の整備方針を定め、本市の都市計画道路の整備状況などから見直し対象路線を抽出しました。また、これらの対象路線の見直しに向け、必要性および実現性の観点から評価項目を設定し、見直しの手順（考え方）を取りまとめた「基本方針（案）」を作成しましたので、これを公表し市民の皆さまからのご意見を募集します。

【ご意見の募集期間】

平成27年5月1日（金）～平成27年5月29日（金）

【ご意見の提出方法】

住所、氏名、電話番号を明記し、郵送（消印有効）またはFAX、メール、直接持参のいずれかの方法で提出ください。

【公表資料の閲覧場所】

都市計画課及び市政情報コーナー（東館1階）、北部振興局、各支所、市ホームページにおいて閲覧できます。

【提出先】

長浜市都市建設部都市計画課
〒526-8501 長浜市八幡東町632番地
FAX：0749-65-6760
メール：toshikei@city.nagahama.lg.jp

【公表資料】

- ・[長浜市都市計画道路見直しにかかる基本方針（案）](#) [1179KB pdfファイル]

【その他】

- ・お寄せいただいたご意見などは、今後のまちづくりの参考とさせていただきますとともに、見直し検討委員会での協議資料として活用します。
- ・原則として、個別回答は行いませんのでご了承ください。

この組織からさがす：[都市建設部/都市計画課](#)

※基本方針（案）に関する意見はありませんでした。

②第2回（平成28年2月1日～2月26日実施）

【都市計画道路見直し（案）について】

- ・都市計画道路の見直し結果（都市計画道路見直し（案））について

長浜市都市計画道路見直し（案）の公表および意見募集について

長浜市では、平成26年度から2か年で都市計画道路の見直しに取り組んでおり、このほど各路線の評価結果をふまえた見直し（案）を作成しましたので公表いたします。

都市計画道路について

都市計画道路とは、都市計画法に基づき、都市の骨格となる道路として、市街地の整備や将来的な交通需要への対応など長期的な視点により計画し、建設される道路です。都市インフラの整備に向けて円滑に事業を進めていくために、都市計画道路の区域内では一定の建築制限がかけられます。

また都市計画道路は、通常の交通機能だけでなく、都市環境機能（景観等）や防災機能、収容空間機能（上下水道・ガス等）など多様な役割を持っています。

見直しの目的、背景について

本市の都市計画道路は全体で約4割の整備が進んでいます。一方、計画決定から未着手となっている路線も残っています。その間、社会情勢が大きく変化していることなどから、周辺の土地利用や交通需要などをふまえ、計画の必要性を検証し、見直し方針を策定するものです。

見直し結果（案）の公表について

現状課題および整備方針、整備状況をふまえて見直し対象路線を抽出しました。これらの対象路線について、路線（区間）ごとに必要性和実現性の観点から個別評価を実施し、存続・変更・廃止のいずれかの見直し結果（案）を作成しましたので、これを公表し市民の皆さまからのご意見を募集します。

【ご意見の募集期間】

平成28年2月1日（月）～平成28年2月26日（金）

【ご意見の提出方法】

住所、氏名、電話番号を明記し、郵送（消印有効）またはFAX、メール、直接持参のいずれかの方法で提出ください。

【公表資料の閲覧場所】

都市計画課及び市政情報コーナー（東館1階）、北部振興局、各支所、市ホームページにおいて閲覧できます。

【提出先】

長浜市都市建設部都市計画課

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

FAX：0749-65-6760

メール：toshikei@city.nagahama.lg.jp

【公表資料】

- ・[長浜市都市計画道路見直し（案）](#) [3649KB pdfファイル]

【その他】

・お寄せいただいたご意見などは、見直し方針策定の参考とさせていただくとともに、見直し検討委員会での協議資料として活用します。

- ・原則として、個別回答は行いませんのでご了承ください。

この組織からさがす：[都市建設部/都市計画課](#)

※見直し（案）に関して1件の意見がありました。

9-1-2 地元説明会の実施

見直し評価で、「変更」または「廃止」と評価した路線の沿線住民に対して、それぞれの評価の考え方への理解を求めるとともに、原案に対する意見聴取のため、地元説明会を行いました。

(1) 説明会実施地区など

表 9-1 に示す5つの地区で地元説明会を実施しました。

表 9-1 説明会実施要領

	地区名	説明会開催日時	会場	参加人数
①	神 照	平成27年10月14日(水) 19:00～20:30	神照公民館	8 名
②	西黒田	平成27年10月24日(土) 19:30～20:30	西黒田公民館	13 名
③	六 荘	平成27年10月29日(木) 19:00～20:30	六荘公民館(六角館)	6 名
④	第6・7連合	平成27年11月16日(月) 19:00～20:30	長浜市役所 会議室	10 名
⑤	虎 姫	平成27年11月17日(火) 19:00～20:30	虎姫支所	10 名

(2) 説明会配布資料

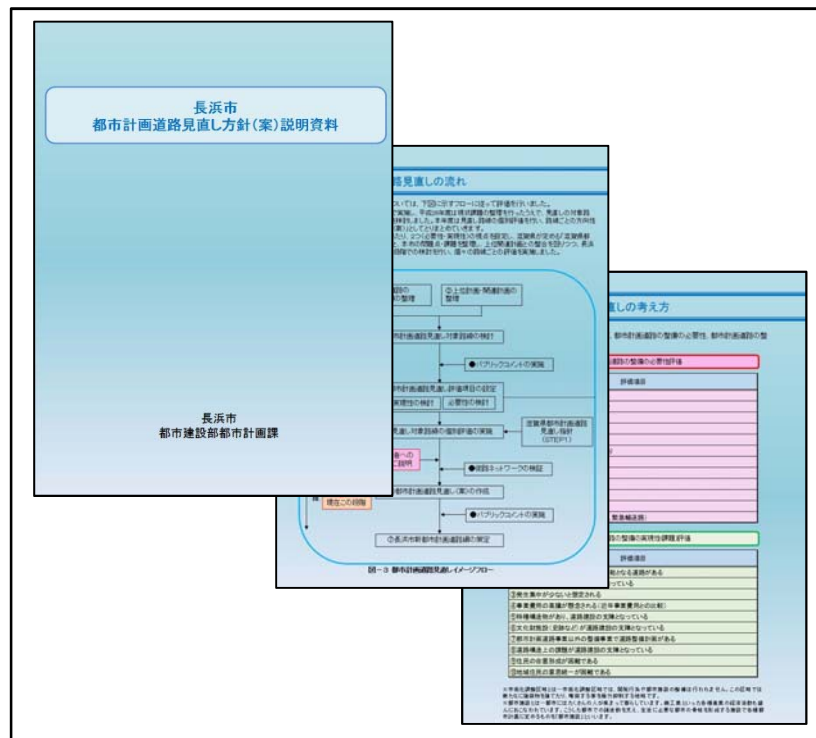


図 9-3 説明会配布資料イメージ

（３）地元説明会の実施

都市計画道路の見直しに伴う地元説明会を前頁の「（１）説明会実施地区など」のとおり実施しました。

地元説明会では、都市計画道路の見直し案について、意見交換し、概ね理解を得ることが出来ました。

説明会で出された意見については、今後の諸手続きや整備に向けて、関係機関と連携して対応していくこととします。



図 9-4 地元説明会の開催状況

9-2 見直しに伴う関係機関との調整

都市計画道路の見直しにあたり、国が直轄管理する国道8号（長浜バイパスを含む）と接続する都市計画道路、また隣接する米原市に伸びる都市計画道路に関して、それぞれ「変更」や「廃止」の都市計画手続きを実施するために、滋賀国道事務所及び米原市との協議を行いました。

9-2-1 滋賀国道事務所

都市計画道路の見直しでは、国が管理する国道8号、国道8号バイパスと接続する（都）唐国三川線、（都）酢宮部線、（都）近江長浜虎姫線の3路線が廃止判断となりました。

①虎姫地域

虎姫地域の都市計画道路と国が管理する道路（国道）との接続は、下図のとおりとなっています。なお存続となる区間は、接続状況に変更はありません。

国が管理する道路と接続する交差点のうち、隅切りが都市計画決定されている箇所では、接続する都市計画道路の廃止に伴い、形状の変更が必要となります。

虎姫地域で都市計画道路が廃止となり、協議が必要となるのは下図に示す3交差点となります。

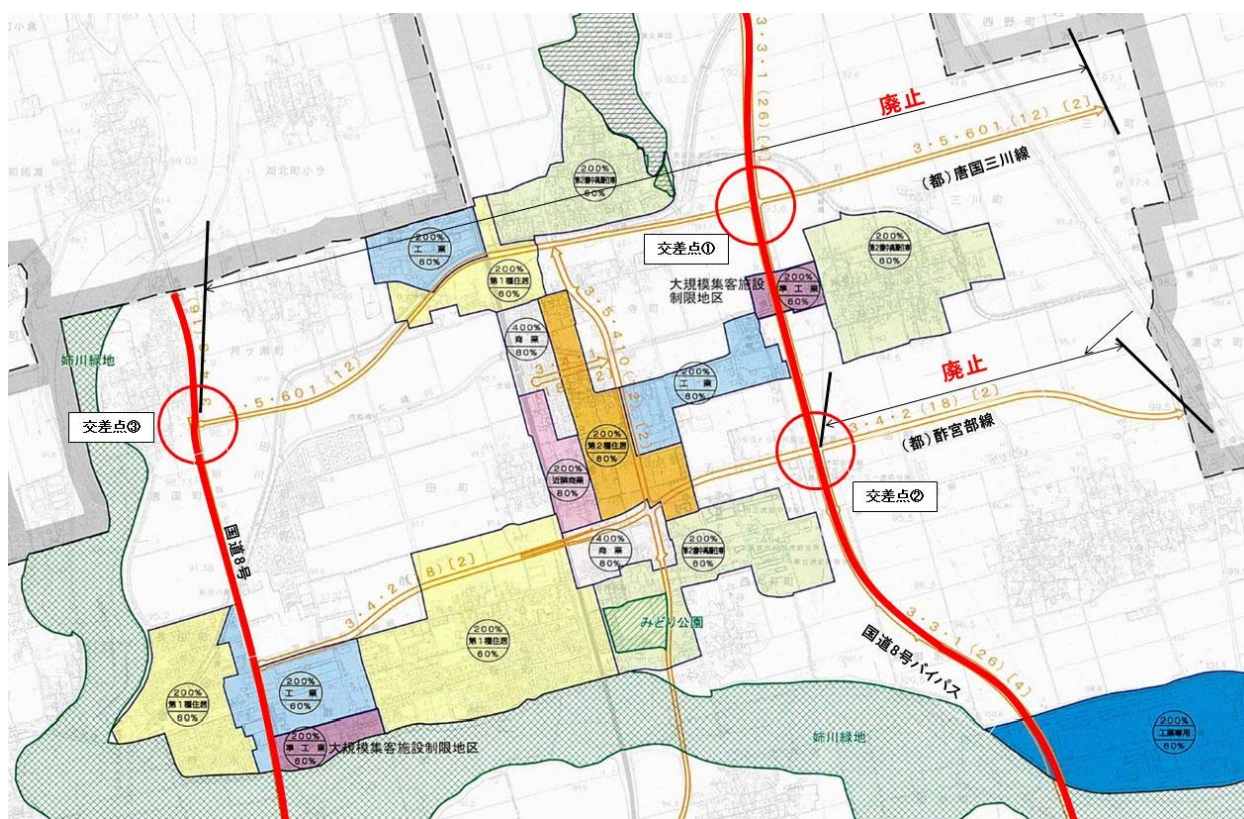


図 9-5 虎姫地域の都市計画道路接続状況

都市計画道路の廃止に伴う協議結果は以下のとおりです。

<交差点①>

国道8号バイパス（（都）彦根長浜幹線・（都）唐国三川線）

- ・国道8号バイパスの都市計画線の隅切りは廃止時に現道に併せる
- ・隅切りの変更には、新たに53条規制が伴うため設計が必要

<交差点②>

国道8号バイパス（（都）彦根長浜幹線・（都）酢宮部線）

- ・（東側廃止）都市計画道路廃止時に国道8号バイパスの隅切りを取る

<交差点③>

国道8号（（都）神照月ヶ瀬線・（都）唐国三川線）

- ・（廃止）現道もないことから、計画線そのものを消す



図 9-6 虎姫地域協議結果

②長浜中心市街地周辺

見直し評価の結果、(都)近江長浜虎姫線の国道8号((都)神照月ヶ瀬線)以北(北新町交差点～虎姫地域間)が「廃止」となったため、下図に示す北新町交差点に関する協議を行いました。



図 9-7 北新町交差点

北新町交差点は朝の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しており、都市計画道路廃止に伴う渋滞への影響が懸念されますが、第8章都市計画道路見直し評価にて算出した、平成42年度の将来交通量推計をもとに現状から大きな混雑は発生しないことが確認できました。



図 9-8 北新町交差点から延びる車列（県道丁野虎姫長浜線）

9-2-1 米原市（都市計画課）

長浜市から米原市へ至る都市計画道路は、下記に示す現在4路線（県決定3路線、市決定1路線）があります

表 9-2 米原市へ延びる都市計画道路一覧

決定権者	路線番号	路 線 名 称	幅員(m)
県決定	3・3・1	彦根長浜幹線	26
	3・4・12	長沢西上坂線	16
	3・5・410	近江長浜虎姫線	12
市決定	3・5・409	顔戸長沢線	12



図 9-9 米原市へ延びる都市計画道路

見直し評価の結果は下記に示す表及び図のとおりであり、2路線で「廃止」の判断となりました。

表 9-2 都市計画道路見直し結果

決定権者	見直し状況	路線番号	路線名称	幅員(m)
県決定	見直し対象外	3・3・1	彦根長浜幹線	26
	廃止	3・4・12	長沢西上坂線	16
	存続 (既定計画)	3・5・410	近江長浜虎姫線	12
市決定	廃止	3・5・409	顔戸長沢線	12



図 9-10 都市計画道路見直し結果

現時点で、米原市での都市計画道路見直し評価が実施されていないことを受け、（都）長沢西上坂線については、長浜市布勢町から湖岸道路（米原市）までの区間を暫定的に存続とし、米原市の都市計画道路見直し結果が示された時点で、米原市と同時に所要の手続きを行うこととします。

また、（都）長沢西上坂線に接続する形の（都）顔戸長沢線についても同様の対応とします。

米原市と協議の結果、一部区間が暫定的に存続となりますが、今回の都市計画道路見直し評価は「廃止」のままとなります。したがって、存続と廃止が並び混同する恐れがあるため、「条件付廃止」として表記します。



図 9-11 （都）長沢西上坂線予定地



図 9-12 （都）顔戸長沢線橋梁予定地



図 9-13 都市計画道路見直し結果